解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

神奈川県横浜市港北区篠原台町六番一六号
社団法人神奈川県青少年協会
代表清算人　玉井　清一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

神奈川県横浜市中区日本大通一　神奈川県庁内
財団法人神奈川県美術奨学会
清算人　神戸　孝則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

山梨県南アルプス市西野四番地
特定非営利活動法人消費生活協議会
清算人　手塚　祐輔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

長野県長野市三輪一丁目八番二四号
特定非営利活動法人グループエイティーン
代表清算人　塚田　照雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

京都市南区東九条松田町一三八番地一
財団法人京都中央看護師養成事業団
代表清算人　河村　俊夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

京都市東山区本町十五丁目七七八番地東福寺内
財団法人慧日保存会
代表清算人　杉井　哲朗

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

兵庫県姫路市御立西五丁目六番二六号
財団法人姫路市障害者職業自立センター
代表清算人　延澤　高治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

奈良県天理市二階堂上ノ庄町一七三番地四
特定非営利活動法人まほろばやまと
清算人　田中　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の理事会及び総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

和歌山県海南市南赤坂一一番地
社団法人和歌山産業デザイン協会
代表清算人　中尾　正治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

宮崎県宮崎市まなび野三丁目五番地一
財団法人宮崎県看護学術振興財団
清算人　舟田　宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

仙台市青葉区木町通一丁目四番一五号
財団法人仙台市交通事業振興公社
代表清算人　佐藤　公彦

解散公告（第二回）

当法人は平成二十三年二月二十二日開催の社員総会の決議及び同年三月三十一日主務官庁の許可をもって同日解散したので当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十三年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

東京都千代田区飯田橋四丁目四番八号
社団法人東京ボイラー技士協会
代表清算人　伊藤　敏夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の第八回通常総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

愛知県名古屋市東区東桜二丁目一一番一六号　西川ビル七F
特定非営利活動法人NPO新産業創造研究会
代表清算人　西川　輝男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

佐賀県鳥栖市大正町六八五番地
財団法人鳥栖市勤労福祉会館
清算人　西城戸芳光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

群馬県伊勢崎市上植木本町二五九四番地八
財団法人伊勢崎市教育振興会
代表清算人　川端　岩人

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

愛知県瀬戸市品野町六丁目一二〇〇番地
瀬戸品野西土地区画整理組合
清算人代表　森久　一兵

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月二十三日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年三月三十日愛知県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

愛知県名古屋市中村区中村本町一丁目二番地の二
学校法人山広女子学園
清算人　山田　廣嗣

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十二日

長崎市元船町一五番三号長洋ビル一階二号
特定非営利活動法人いきいき
清算人　滝沢　景子